

No	分類	Q	A
1	制度全般	一時預かりとの違いを教えてください	一時預かり事業は、保護者の就労やリフレッシュなど、保護者の立場からの必要性で預かりを行うものです。また、実施は自治体の任意です。乳児等通園支援事業は、こどもの良質な成育環境を整備し、こどもの育ちを応援することが目的です。令和8年度から、全ての自治体で実施されます。
2	制度全般	すでに地域型保育事業所として認可されており、事業の運営を行っているが、「乳児等通園支援事業を実施する」ということについて、別に認可を受ける必要があるということか。	現在運営している施設の種別にかかわらず、すでに認可を受けている施設であっても、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」としての認可を受けていただく必要があります。
3	制度全般	こども一人あたりの月の上限時間について、1施設につき10時間ということか。	施設ごとに10時間利用ができるということではなく、こども一人あたり月に10時間までの利用が可能となります。
4	制度全般	月の上限時間である10時間を超えた場合の取り扱いはどうか。	月の上限時間である10時間を超えて利用の希望があった場合は、一時預かり事業を含め他の制度の利用を案内することを想定しています。また、お迎えが遅れたこと等により、想定外に10時間を超えてしまった場合については、国の通知等を踏まえた上で検討します。
5	制度全般	利用キャンセルについて、当日キャンセルの場合のみ、予約時間分の料金を請求することが可能か。	加古川市でキャンセルポリシーを作成し、お示しする予定です。
6	制度全般	市外の方の受入れは可能か。遠方の方でも利用できるかと聞いている。	本制度は全国で実施する制度であることから、里帰り出産や隣接区域に住んでいるなどの事情がある場合の利用が想定されます。ただし、国の通知等を踏まえた上で、本市に居住する者が適切に利用できるよう、優先予約枠の設定等の対応を行う可能性があります。
7	制度全般	補助事業なのか、給付事業なのか。	給付事業となります。
8	制度全般	一時預かり事業のように、利用者の有無にかかわらず、職員の配置によって補助されるような形となる見込みはあるか。	提供した利用時間の実績に基づく給付制度となります。
9	制度全般	令和8年度以降、給付化した際も料金は施設で任意に設定できるのか。それとも、利用施設に係わらず全国又は市町村単位で一律設定となるのか。	国の通知等を踏まえた上で検討します。
10	制度全般	一般型で事業を行う場合、現在の施設定員を超える児童数を受入れることになると思うが、面積要件は担保された上で「こども誰でも通園制度」の児童を受入れるということか。	ご認識のとおりです。
11	制度全般	余裕活用型の定員の考え方について、在園児が休んだことによって空いた枠に、「こども誰でも通園制度」の予約を入れていたが、急遽在園児が登園できることとなった場合、定員以上のこどもを受入れることとなるが、その取り扱いで問題ないか。	在園児の突発的な休みで空いた枠に、「こども誰でも通園制度」の予約を受けるということはできません。余裕活用型については、定員に空きがある場合に実施が可能となるものです。
12	制度全般	余裕活用型で実施する場合、0歳児の定員に空きがあり、その空いている枠に1歳児を受入れることは可能か。	定員が空いている年齢のこどものみを受入れることが可能なため、0歳児空きに1歳児を受入れることはできません。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関するQ&A(R7.11.20時点)

No	分類	Q	A
13	制度全般	余裕活用型乳児等通園支援事業における定員数は、利用定員の空き枠の活用であり、毎年余裕活用型乳児等通園支援事業の定員数が増減する可能性があるが、その都度、施設の内部規定を変更すべきか。ただし書きなどで、「利用定員の増減により変動することもあります」等を記載すれば対応可能と考えてよいか。	ご認識のとおりです。
14	制度全般	一時預かりの空き枠を利用して余裕活用型を行うことは可能か。	余裕活用型は、在園児の定員に空きがある場合に実施が可能のため、一時預かりの空き枠を利用して実施することはできません。
15	制度全般	一時預かりの部屋を利用して「こども誰でも通園制度」を実施する場合、「一般型(在園児合同)」と「一般型(専用室)」のどちらになるのか。	「一般型(専用室)」としてください。
16	体制整備	一般型一時預かり事業を実施しており、当該事業では年間を通して利用定員に余裕があることから、当該利用定員の余裕を活用して、余裕活用型乳児等通園支援事業を実施したいと考えているが可能か。	一時預かり事業における余裕利用定員を活用して余裕活用型乳児等通園支援事業を実施することはできません。
17	制度全般	給食の提供は必要か。給食を提供する場合、保護者に費用を負担していただくことはできるのか。	給食の提供の有無については、事業者ごとに決めていただいております。また、給食費等の実費を同意を得た上で、保護者に負担していただくことも可能です。
18	制度全般	利用者が弁当等を持参することにより食事をとることは可能か。	可能です。
19	制度全般	徴収した利用料や実費は、市に振込むのか。	施設で保護者から徴収した利用料や実費については、事業者の収入となりますので、市に振込む必要はありません。
20	制度全般	お迎えの予定時間に遅れ、1時間の利用予定が1時間10分になった場合、そのこどもの残り利用可能時間は2時間50分になるのか。	1時間以上の利用については、30分ごとの利用が可能となっているため、10分単位での管理は行いません。利用時間や利用料等の考え方については、キャンセルポリシーと併せて国の通知等を踏まえた上で検討します。
21	制度全般	障がい児の認定はどのように行うのか。 また、障がい児を受入れる場合の職員配置は2対1にする必要があるか。	障がい児の認定については、本事業の利用申請を保護者から市にさせていただく段階で、各種障がい者手帳等の証明できるものをご提出いただくことを想定しています。また、安全な本事業の実施に努めていただく必要はありますが、必ずしも2対1を求めることはありません。
22	設備関連	保育所等が乳児等通園支援事業を一体的に運営する場合、当該保育所等の設備(便所、調理設備等)を乳児等通園支援事業の設備に兼ねることは可能か。	当該乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、兼ねることは可能です。また、あくまで兼ねるに留まるため、引き続き当該保育所等の設備として取り扱ってください。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関するQ&A(R7.11.20時点)

No	分類	Q	A
23	設備関連	保育所等が一般型乳児等通園支援事業を一体的に行う場合、当該保育所等の保育室の床面積を当該一般型乳児等通園支援事業の保育室の床面積と重ねて申請してよいか。	保育室等の床面積については、こどもの人数に応じて必要となる面積を確保する必要があるため、保育所等における保育室の面積を乳児等通園支援事業における保育室の面積として申請することはできません。
25	体制整備	「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」第22条3で「乳児等通園支援従事者は専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない」の”専ら”とはどのようなことか。通常の在園児の保育に当たる者のほかに、この事業に従事するものを置き、兼任はできないということか。その者は当該事業を行う時は必ず同じ者でなければいけないのか。あるいは保育士、研修修了者であれば、日によって別のものが担当してもよいか。	主として乳児等通園支援事業に従事するものを配置する必要があり、同時に乳児等通園支援事業以外のこどもを保育することはできません。ただし、その担当者を固定する必要はなく、日によって担当者が替わることは問題ありません。
26	体制整備	配置基準について、こどもの年齢は実年齢で考えてよいか。	職員の配置基準については、在園児に対する考え方同様に、年度初日の前日における満年齢を基準としてください。
27	体制整備	園が入る保険について、保護者に負担していただいてもよいか。それとも、市が負担するのか。また、保険に入ることを、事業を利用する際の条件としてもよいか。	保険料を保護者に負担していただくかどうかや、事業を利用する際に保険の加入を条件とするかどうかについては、事業者において判断をお願いします。市による保険料の負担はありません。
28	体制整備	在園児については、スポーツ振興協会の災害共済に任意で加入してもらっているが、「こども誰でも通園制度」を利用する児童も同様の扱いか。それとも、小児医療証の利用ができるのか。	「こども誰でも通園制度」の実施において国は、「事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、改正法による改正後のこども・子育て支援法（以下「改正後子子法」という。）第54条の3の規定により準用する改正後子子法第46条第3項の内閣府令で定める基準（令和8年4月1日施行予定）において、乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。（「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日こ成保発第120号）」としています。保険について、市で加入方法を指定することはありませんが、保険の加入の検討や、現在加入している保険が「こども誰でも通園制度」も対象となるかの確認等をお願いします。
29	体制整備	保険について、保育中にケガをした場合の対応は、一時保育と同様でよいか。園で損害保険に加入しているが、常態的に使用していないため、小児医療証が使用できないのであれば、その理由を教えてください。	No. 28と同じ。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関するQ&A(R7.11.20時点)

No	分類	Q	A
30	体制整備	日本スポーツ振興センター災害共済の加入は、在園児は可能だが、一時預かりはできないとのことであった。日本スポーツ振興センター災害共済が優先だが、加入できない場合は小児医療証を使用してもよいと聞いているが、「こども誰でも通園制度」についてもこのような取り扱いでよいか。	No. 28と同じ。
31	体制整備	定款に「児童福祉法およびこども・子育て支援法に基づく保健福祉に関する事業」の記載があれば、定款変更は必要ないか。定款変更が必要な場合、どのような表記が必要か。	原則、「乳児等通園支援事業」を記載していただく必要があります。ただし、ご記載いただいた内容のとおり、乳児等通園支援事業を実施することが読み取れる内容としていただくことも可能です。
32	体制整備	理事会等を令和7年度中に開くことが難しいため、令和8年度の理事会等で定款変更の議案を提出し、承認することで認可申請をすることは可能か。	申請時には変更後の定款案を添付書類としてください。ただし、事業開始前までに定款を変更する必要があります。
33	体制整備	児童福祉法に「実務を担当する幹部職員」、児童福祉法施行規則に「福祉の実務にあたる幹部職員」とあるが、保育所等で乳児等通園支援事業を実施する場合には、基本的に保育所等の施設長が乳児等通園支援事業の実務を担当する幹部職員にあたるかと考えてよいか。	ご認識のとおりです。
34	体制整備	職員配置基準について、乳児等通園支援研修修了者とは子育て支援員研修修了者と理解してよいのか。あるいは、別の研修が実施されるのか。子育て支援員研修と別の研修の場合、令和8年度4月までに加古川市での開講予定はあるのか。	乳児等通園支援事業に関する研修については、12月を目途にこども家庭庁から方針が出される予定のため、国の通知等を踏まえた上で検討します。
35	体制整備	一時預かり事業で保育所と一体的に事業を実施している施設において、一時預かり事業の専任職員が1名の場合、その職員が乳児等通園支援の専任職員も兼ねることは可能か。	保育所と一体的に実施する一般型一時預かり事業と、当該保育所と一体的に実施する乳児等通園支援事業を同じ時間帯に実施する場合、当該一般型一時預かり事業に充てられている1名の専任職員をもって当該乳児等通園支援事業の職員とすることはできません。ただし、両事業の実施時間が重ならない場合であれば、それぞれの事業の専任職員として取り扱って両方の事業を実施することが可能です。
36	体制整備	「乳児等通園支援」の専従の配置が求められる場合、当該事業を行っているときのみ、専従であれば、他の時間帯については問題がないという理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
37	体制整備	認可の際に、理事会に「こども誰でも通園制度」実施について諮った議事録の提出を求められているが、どの時点で理事会に諮る必要があるか。また、「こども誰でも通園制度」を実施することだけでなく、提案書類の内容まで諮る必要があるか。	市から理事会に諮る時期や内容を指定することはありませんので、事業者内で調整をお願いします。
38	補助金関連	施設改修や備品購入に補助金は出るのか。	施設改修や備品購入に関する補助金はありません。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関するQ&A(R7.11.20時点)

No	分類	Q	A
39	補助金関連	市による補助金や加算について、検討してほしい。	令和8年度から新たに始まる事業であり、利用率や実施事業者数の予測が困難なため、市の上乗せ補助については、現時点では想定していません。今後、利用状況や実態を把握した上で必要に応じて検討します。
40	補助金関連	一般型で事業を行う場合、新たな賃貸借物件を借りて応募することを考えているが、賃貸借の補助があるかどうかは決まっているのか。	賃貸借に係る補助金はありません。
41	補助金関連	職員1～2名を採用した場合、人件費の補助金がありますか。	公定価格による単価及び加算以外の人件費に係る補助金はありません。
42	システム関連	総合支援システムは必ず使う必要があるのか。	利用者がシステムを使用して予約を行い、実績や利用者情報の管理もシステム内で行うため、事業者においてもシステムの使用をお願いします。
43	システム関連	利用者の二次元コードの読み取りは、何かの機械を使用して行うのか。	施設において、タブレット等の端末に二次元コードを表示するか、紙に印刷して保護者へ提示し、保護者がスマートフォン等でその二次元コード読み取ること、利用開始及び終了の管理をすることが可能です。詳細は、「こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル(事業者向け・職員用)」のご確認をお願いします。
44	公募関連	園を視察することはあるか。	必ずではありませんが、提案書類などを元に必要と判断した場合には、現地確認を行う可能性があります。その際には日程調整をさせていただきますので、ご協力をお願いします。
45	公募関連	補助金は出ないとしても、事業所負担で賃貸借契約を行い、事業実施することを提案することは可能か。	事業者による自主整備により、賃貸借物件での事業実施を提案することは可能です。
46	公募関連	審査基準において、最低限受入れなければならない時間数や日数が決められているということはないのか。	審査基準の内容に時間数や日数の制限を設ける予定はないため、施設の運営状況等から、可能な実施方法をご検討ください。
47	公募関連	幼稚園では長期休暇期間があるが、その期間は受入れないとするのも可能か。	提案の際に、受入れを行わない期間等を記載していただくことで、長期休暇中の受入れを実施しない方針としていただくことは可能です。
48	公募関連	現在保育室として利用している建物の2階を改装して、「こども誰でも通園制度」を実施することは可能か。	可能です。
49	公募関連	こども誰でも通園制度を利用され、保護者が保育を希望された場合、幼稚園としては1～2歳児のみの預かりができますか。	可能です。「こども誰でも通園制度」を実施する施設の種別に関わらず、受入れを行う児童の年齢について、事業者において決定することができます。
50	公募関連	給食費が決まっていないが、事業計画書の記載を「未定」としてもよいのか。	未定でも構いませんが、見込みの金額でもよいので、可能な範囲で記載をお願いします。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に関するQ&A(R7.11.20時点)

No	分類	Q	A
51	その他	0歳～2歳でこども誰でも通園制度を利用し、3歳～5歳で幼稚園や保育園等へ集団生活の場に移るにあたって、こどもの円滑な受入れや移行についてどのような支援をしていただけるか。あるいは、「こども誰でも通園制度」と幼保の円滑な連携について、市のイメージを教えてください。	本事業利用後に、その施設に入園するのか、別の方法を検討するののかについては、保護者の判断になります。 なお、市に入園申請を行う保育所等において入園審査を行う際に、「こども誰でも通園制度」を利用したことによる加点はありません。
52	その他	保育所等と併設する場合、会計処理は、別施設として処理する必要があるか。	収支計算書において、乳児等通園支援事業を営する事業に係る区分を設けることが必要です
53	その他	乳児等通園支援事業において、英会話や水泳等の習い事のようなことを行うことは可能か。	「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」において「リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものをこども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではありません。」と記載されています。